

改正

平成30年3月30日告示第50号

小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 小矢部市空き家・空き地情報バンク設置要綱（平成20年小矢部市告示第16号。以下「設置要綱」という。）第4条第2項の登録台帳に登録されている建物をいう。ただし、社宅、社員寮及びアパートとして使用する建物を除く。
- (2) 空き家バンク 設置要綱第2条第2号に規定するシステムをいう。
- (3) 所有者 設置要綱第2条第3号に規定する者をいう。
- (4) 賃借者 設置要綱第5条に規定する情報利用の登録が完了した者のうち、所有者と空き家に係る賃貸借契約を締結し、当該空き家の住所に住民基本台帳登録をした者をいう。
- (5) 購入者 設置要綱第5条に規定する情報利用の登録が完了した者のうち、所有者と空き家に係る売買契約を締結し、当該空き家の住所に住民基本台帳登録をした者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、所有者又は購入者であって、助成対象者及びその属する世帯全員が市税等（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納していない者であること。

(助成の種類)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる助成の種類は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸借促進助成金 空き家バンクに登録された空き家の賃貸借を目的として、賃借者と賃貸借期間を1年以上とする契約を締結した所有者に交付する助成金をいう。

(2) 住宅売却促進助成金 空き家バンクに登録された建物の売却を目的として、購入者と売買契約を締結した所有者及びその建物の購入者に交付する助成金をいう。

(助成金額)

第5条 前条に規定する助成金の額は別表第1のとおりとし、同一物件に対し、1回限り、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

2 別表により得た額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1により、遅滞なく小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に助成金の種類に応じて別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、助成の要件を満たしていると認めたときは助成金の交付を決定し、速やかに小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請を受理した後、助成金の要件を満たしていないと認めたときは、小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付を決定するときは、賃借者及び購入者等の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

(助成金の請求)

第8条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金請求書（様式第4号）により助成金の請求を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成金の請求を受けた場合は、速やかに交付決定者に助成金を交付するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第7条第1項による交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第50号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の小矢部市三世同居・近居応援助成金交付要綱及び小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1 (第5条及び第6条関係)

助成金の種類	対象経費	助成率	助成限度額	助成回数	申請時期
賃貸借促進助成金	空き家の賃料 (1年間の賃料相当額)	対象経費の5分の1以内	賃貸借契約1件につき 50,000円	同一物件に対し1回限り	賃貸借契約が成立した後に、賃借人が空き家で居住を開始してから居住を中断することなく1年を経過し、かつ、賃料の受領を終えたとき
住宅売却促進助成金	居住の用に供する建物の売買代金	対象経費の10分の1以内	購入契約1件につき 所有者に対し 50,000円 購入者に対し 100,000円		購入契約が成立した後に、購入者が居住を開始し、かつ、購入代金の支払又は受領を終えたとき

別表第 2 (第 6 条関係)

助成金の種類	添付書類
賃貸借促進助成金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 空き家の賃貸借契約書の写し (2) 1年間の賃料の受領が分かる書類 (3) 納税状況の調査を認める同意書(様式第2号) (4) 賃借者の居住状況の調査に関する承諾書(様式第3号) (5) その他市長が必要と認める書類
住宅売却促進助成金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 空き家の売買契約書の写し (2) 納税状況の調査を認める同意書(様式第2号) (3) 売買代金の支払又は受領が分かる書類 (4) 居住状況の調査に関する承諾書(様式第3号)(購入者の場合に限る。) (5) その他市長が必要と認める書類